



**KIKUSUI  
HOLDINGS**

# 第72回

定時株主総会招集ご通知

2023年6月29日(木曜日)午前10時

新横浜グレイスホテル4階 サフィア

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番地15

議決権  
行使期限

2023年6月28日(水曜日)  
午後5時30分到着分まで

# 私たち菊水は 自由で豊かな発想と 行動力で“創発”し 社会と共に進化します

自由な発想と行動力で、社会と共に進化する



## 目次

株主の皆様へ .....	02	事業報告	
第72回定時株主総会招集ご通知 .....	03	I 企業集団の現況に関する事項 .....	27
株主総会参考書類		II 株式に関する事項 .....	36
第1号議案 剰余金処分の件 .....	06	III 新株予約権等に関する事項 .....	37
第2号議案 定款一部変更の件 .....	07	IV 会社役員に関する事項 .....	38
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名 選任の件 .....	15	V 会計監査人に関する事項 .....	41
第4号議案 監査等委員である取締役 3名及び補欠の監査等委員 である取締役1名選任 の件 .....	18	VI 業務の適正を確保するための 体制の整備についての決議の内容の概要 ...	42
第5号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）の 報酬等の額決定の件 .....	22	VII 株式会社の支配に関する基本方針 .....	45
第6号議案 監査等委員である取締役 の報酬等の額決定の件 .....	23	VIII 株式会社の状況に関する重要な事項 .....	46
第7号議案 取締役（監査等委員である 取締役及び社外取締役 を除く。）に対する譲渡 制限付株式の付与のため の報酬決定の件 .....	24	連結計算書類	
第8号議案 取締役賞与支給の件 .....	26	連結貸借対照表 .....	47
		連結損益計算書 .....	48
		連結株主資本等変動計算書 .....	49
		計算書類	
		貸借対照表 .....	50
		損益計算書 .....	51
		株主資本等変動計算書 .....	52
		監査報告書	
		連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 ...	54
		計算書類等に係る会計監査人の監査報告書 ...	57
		監査役会の監査報告書 .....	60
		KIKUSUI WEBのご案内 .....	62



## 株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社グループは、重点市場である航空宇宙、電池、自動車のCASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）、サーバー・ICT関連市場におきまして、当社の強みであります豊富な製品群及び新製品を軸に、先進的な提案型営業活動と研究開発活動を進めてまいりました。また、感染症拡大防止に対応したオンライン商談やWebを活用した販売促進活動等を進めると共に、原材料の長納期化に対応すべく部品調達活動、生産活動にも努力を重ねてまいりました。これらの取り組みの結果、当連結会計年度は前期比増収、増益となりました。

これもひとえに株主の皆様、お客様のご協力、ご支援、そして販売代理店や仕入先の皆様の努力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

当社は、2022年10月に組織を再編し、新たな経営体制でスタートいたしました。更なる企業価値の向上と持続的な成長の実現に向けて、グループガバナンスの強化及び経営資源配分の最適化並びに次世代に向けた経営人材の育成、機動的な組織体制の構築を推進してまいります。

なお、当期の期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、普通配当1株当たり8円増配し38円とすることを第72回定時株主総会でご提案申し上げたいと存じます。

お客様のご愛顧と当社を支えていただいている株主の皆様にご心より感謝を申し上げますと共に今後も一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月

代表取締役社長

小林一夫

株主各位

神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央6番1号 サウスウッド4階

菊水ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 小林 一夫

## 第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://kikusui-holdings.co.jp>

また、電子提供措置事項は上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2023年6月28日（水曜日）午後5時30分まで**に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 新横浜グレイスホテル4階 サフィア  
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番地15  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第72期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名及び補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第8号議案 取締役賞与支給の件

### 4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、当会社の議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法によりご通知ください。
- (3) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

## 議決権の行使についてのご案内



### 株主総会にご出席いただける場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご記入・ご捺印は不要)  
また、資源削減のため議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

**日時** 2023年6月29日(木曜日) 午前10時



### 株主総会にご出席いただけない場合

郵送で事前に議決権を行使いただけます。  
同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

**行使期限** 2023年6月28日(水曜日) 午後5時30分到着分まで

以上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載している前記インターネット上の各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

▶ 当社ウェブサイト：<https://kikusui-holdings.co.jp> 菊水ホールディングス **検索**

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、業績に対応した配当を行うことを基本としつつ、企業体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、決定する方針をとっております。

当期の期末配当につきましては、株主各位の日頃のご支援に報いるため、普通配当を前期比8円増配し、1株につき38円とさせていただきますと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金 銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 金 38円 配当総額 金 317,966,596円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月30日

### 2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額	別途積立金	4,460,000,000円
(2) 増加する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金	4,460,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を図るとともに、取締役会から取締役への権限委譲による意思決定と業務執行の迅速化を図ることを通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第27条第2項を変更案第27条第2項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第35条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条を削除するものであります。
- (4) その他、上記の変更に伴う字句の修正を行うとともに、文言の整備等所要の変更を行うものであります。

本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。



## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機 関)            当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。            (1) 取締役会            (2) <u>監査役</u>            (3) <u>監査役会</u>            (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第6条 (条文省略)</p> <p>第7条 (自己の株式の取得)            当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第14条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機 関)            当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。            (1) 取締役会            (2) <u>監査等委員会</u>            (削 除)            (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条～第13条 (現行どおり)</p>

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条 (株主総会参考書類等の電子提供措置)            当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>または</u>一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p>第19条 (議事録)            株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載<u>または</u>記録する。</p> <p>第20条 (定員)            当社の取締役は<u>8</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第14条 (株主総会参考書類等の電子提供措置)            (現行どおり)</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>又は</u>一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第18条 (議事録)            株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載<u>又は</u>記録する。</p> <p>第19条 (定員)            当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は<u>5</u>名以内とする。</p> <p>② 当社の<u>監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p>

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="160 243 371 273">第21条 (選任方法)</p> <p data-bbox="405 284 495 314">(新 設)</p> <p data-bbox="238 405 743 550">取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="214 563 743 630">② 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="405 644 495 674">(新 設)</p>	<p data-bbox="765 243 976 273">第20条 (選任方法)</p> <p data-bbox="843 284 1348 393">取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p data-bbox="819 405 1348 550">② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="819 563 1348 630">③ 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="819 644 1348 789">④ <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条 (任 期)</p> <p>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第21条 (任 期)</p> <p>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 前条第4項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>第23条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第22条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>第26条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (取締役の責任免除)</p> <p>当会社は、取締役 (取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>② 当会社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>第23条 (現行どおり)</p> <p>第24条 (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>第26条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第27条 (取締役の責任免除)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>② 当会社は、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役及び監査役会	(削 除)
第28条～第35条	(削 除)
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	第28条 (常勤監査等委員)
(新 設)	監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
(新 設)	第29条 (監査等委員会)
(新 設)	監査等委員会は、監査等委員全員で構成され、法令に定める権限を有するほか、監査等委員の職務執行に関する事項を決定する。
(新 設)	第30条 (監査等委員会規則)
(新 設)	監査等委員会の招集、議長、決議方法、議事録等監査等委員会に関する事項については、法令又は、本定款に別段の定めがあるものを除き監査等委員会の定める監査等委員会規則による。
第36条～第39条 (条文省略)	第31条～第34条 (現行どおり)
(新 設)	第35条 (剰余金の配当等の決定機関)
(新 設)	当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第40条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (新 設)</p> <p>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>第41条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第42条 (条文省略) (新 設) (新 設)</p>	<p>第36条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ② 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。 ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>第37条 (現行どおり) 附 則</p> <p>第1条 当社は、第72回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

## 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（4名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> こばやし かず お <b>小林 一夫</b> (1954年3月17日生)	1983年9月 当社入社 1994年4月 当社経営管理室長 1994年6月 当社取締役経営管理室長 1997年6月 当社常務取締役 1999年6月 当社専務取締役 2001年6月 当社代表取締役専務 2003年6月 当社代表取締役社長（現任） 2015年4月 当社内部監査室長（現任） 2017年4月 当社未来創発室長	554,482株



候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> こ ばやし つよし <b>小林 剛</b> (1957年1月12日生)	1982年4月 ケル株式会社入社 1992年2月 株式会社ブライト・インターナショナル 設立、代表取締役 2001年6月 当社常勤監査役 2003年6月 当社取締役人事総務部門担当 2006年4月 当社常務取締役新規事業推進本部副本部 長、製品企画部門担当 2006年4月 KIKUSUI AMERICA,INC.CEO 2007年1月 菊水貿易(上海)有限公司董事長 2007年6月 当社専務取締役販売関連部門統括 2010年4月 当社専務取締役生産本部長、社長室長 2015年4月 当社専務取締役事業推進室長、グローバル 事業部長、中国支社長 2017年4月 当社専務取締役社長室長、技術本部長、 生産本部担当 2020年4月 当社専務取締役社長室長、未来事業室長、 技術本部長 2022年10月 当社専務取締役経営企画室長（現任）	206,822株
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> さい とう し ろう <b>齋藤 士郎</b> (1958年10月22日生)	1982年3月 当社入社 1995年4月 当社経理部次長 2000年4月 当社執行役員経理部門担当 2004年10月 当社執行役員経理部門・人事総務部門・ 法務室・広報室担当 2006年6月 当社取締役経理部門・情報管理部門・人 事総務部門・法務室・広報室担当 2009年4月 当社常務取締役生産関連部門・資材部 門・業務支援関連部門管掌 2010年4月 当社常務取締役管理本部長 2019年6月 当社常務取締役管理本部長、品質本部長 2021年4月 当社常務取締役管理本部長（現任）	38,202株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	再任 あ せ かおる 阿 瀬 薫 (1960年1月29日生)	1978年4月 大阪国税局入局 2011年7月 国税不服審判所国税審判官 2012年7月 税務大学校研究部教授 2014年7月 東京国税局課税第一部国税訟務官室国税訟務官 2015年7月 沖縄税務署長 2016年7月 東京国税不服審判所第四部国税審判官 2017年7月 東京国税不服審判所横浜支所長 2018年4月 国税不服審判所沖縄事務所長 2019年3月 熊本国税不服審判所長 2020年6月 阿瀬薫税理士事務所開設（現任） 2021年6月 当社取締役（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小林一夫氏及び小林剛氏の所有する当社の株式数は、両氏の資産管理会社である株式会社ケーティーエムが保有する株式数を含んでおります。
3. 阿瀬薫氏は社外取締役候補者であります。
4. 阿瀬薫氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法により会社経営に関与された経験はありませんが、国税庁における実績及び税理士としての実績を高く評価し、適切な指導及び社外取締役としての職務を遂行いただいているものと判断しております。同氏は社外取締役として、引き続き、その高い専門的な知識と豊富な経験を基に、独立した立場から当社の経営を監督し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための提言を行っていただくことを期待しております。また、同氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 阿瀬薫氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 阿瀬薫氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償額を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第4号議案

# 監査等委員である取締役3名及び補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名及び補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p><b>新任</b></p> <p>やま ぎき とし のぶ <b>山 崎 俊 宣</b> (1955年3月21日生)</p>	<p>1978年4月 株式会社旭通信社（現株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ）入社</p> <p>1999年1月 同社第13営業本部グループ長</p> <p>2005年1月 同社テレビラジオ本部ラジオ局長</p> <p>2008年7月 同社テレビラジオ本部第2テレビタイム局長</p> <p>2010年1月 同社テレビラジオ本部テレビ局長</p> <p>2011年1月 同社テレビラジオ本部長</p> <p>2015年4月 当社入社</p> <p>2015年6月 当社常勤監査役（現任）</p>	1,000株
2	<p><b>新任</b></p> <p>もも せ たかし <b>百 瀬 卓</b> (1962年6月5日生)</p>	<p>1986年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）欧州資金室参事役</p> <p>2005年7月 同行ALM部次長</p> <p>2007年4月 同行市場営業部室長</p> <p>2013年7月 株式会社みずほ銀行業務監査部監査主任</p> <p>2015年1月 同行業務監査部次長</p> <p>2015年11月 金融庁検査局金融証券検査官</p> <p>2018年7月 同庁総合政策局専門検査官</p>	一株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> うち やま しん いち <b>内山進一</b> (1961年2月17日生)	<b>1983年4月</b> 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 <b>2003年9月</b> 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）営業本部営業第三部次長 <b>2006年4月</b> 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）ニューヨーク支店副支店長 <b>2009年5月</b> 同行名古屋営業本部名古屋営業第三部長 <b>2010年8月</b> 同行外為事務部長 <b>2012年6月</b> 森永製菓株式会社取締役 <b>2014年6月</b> 同社取締役上席執行役員 <b>2022年7月</b> 株式会社丸の内よろず非常勤顧問	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 百瀬卓氏及び内山進一氏は社外取締役候補者であります。
3. 百瀬卓氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関での長年の経験と金融庁での経験に基づく財務・会計に関する適切な知見を有しており、その豊富な経験を基に取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保する提言を行っていただくことを期待しております。
- 内山進一氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関での長年の経験と他社における役員としての経験に基づく財務・会計に関する適切な知見を有しており、その豊富な経験を基に取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保する提言を行っていただくことを期待しております。
- また内山進一氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 各候補者の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償額を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。山崎俊宣氏の選任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であり、百瀬卓氏及び内山進一氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	しん たに いっ お <b>新谷逸男</b> (1953年11月25日生)	<b>1972年 4月</b> 東京国税局入局 <b>2001年 7月</b> 国税庁長官官房人事課課長補佐 <b>2002年 7月</b> 館山税務署長 <b>2004年 7月</b> 東京国税局調査第1部特別国税調査官 <b>2006年 7月</b> 東京国税局総務部国税広報広聴室長 <b>2008年 7月</b> 杉並税務署長 <b>2009年 7月</b> 東京国税局総務部総務課長 <b>2010年 7月</b> 国税庁長官官房監督評価官室長 <b>2012年 3月</b> 沖縄国税事務所長 <b>2013年 6月</b> 金沢国税局長 <b>2014年 8月</b> 新谷逸男税理士事務所開設(現任) <b>2015年 6月</b> 岩井機械工業株式会社社外監査役(現任) <b>2016年 3月</b> 株式会社M.I.Tホールディングス(現株式 会社ビューティーシェアリングテクノ ロジーズ)社外監査役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 新谷逸男氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 新谷逸男氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法により会社経営に関与された経験はありませんが、国税庁における実績及び税理士としての実績を高く評価し、適切な指導及び社外取締役としての職務を遂行できるものと判断しております。同氏が社外取締役に就任した場合の役割として、その高い専門的な知識と豊富な経験を基に、独立した立場から当社の経営を監督し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための提言を行っていただくことを期待しております。
4. 新谷逸男氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償額を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。新谷逸男氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 新谷逸男氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

## 【ご参考】取締役（監査等委員である取締役を含む。）候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）

地位・氏名	企業経営	グローバル・国際	営業・マーケティング	研究開発・技術・製造	会計・財務	法務・リスク	サステナビリティ・人材開発
取締役							
小林 一夫	●		●				●
小林 剛	●	●	●	●			●
齋藤 士郎	●				●	●	●
阿瀬 薫	社外 独立				●	●	
取締役(監査等委員)							
山崎 俊宣			●			●	
百瀬 卓	社外	●			●	●	●
内山 進一	社外 独立	●	●		●		●

## 第5号議案

# 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月29日開催の第55回定時株主総会において、年額240百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、現在の取締役の報酬枠を廃止し、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額200百万円以内（うち社外取締役分は10百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告39頁に記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は4名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしていたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額36百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。



## 第7号議案

# 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月29日開催の第55回定時株主総会において年額240百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。また、2019年6月27日開催の第68回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額48百万円以内（ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しない。）とすることにつき、ご承認をいただいております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、上記の譲渡制限付株式付与のための報酬枠を廃止し、改めて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」における報酬枠とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式を付与するための報酬等の額を年額40百万円以内とし、対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、監査等委員会設置会社へ移行後の対象取締役の報酬等について、各役員を担当業務及びその内容に応じた固定報酬、賞与及び非金銭報酬等として譲渡制限付株式を支給することを基本方針とする予定であります。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて譲渡制限付株式を支給するものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役は4名であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は4名（うち社外取締役は1名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、譲渡制限付株式報酬制度の内容につきましては、従来の制度と同内容となり、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。なお、本制度により対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の総数は年32,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとします。）とし、その1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、これによる普通株式の発行又は処分にあつては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下「本割当株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から30年間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあつたことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 当社による無償取得

当社は、上記（2）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、割当日から当該組織再編等の承認日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。その場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

(5) その他の定め

本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とします。

## 第8号議案

# 取締役賞与支給の件

当期末時点の社外取締役1名を除く取締役3名に対し、当期の業績その他の諸般の事情を勘案して、賞与総額33,000千円を支給いたしたいと存じます。

取締役に対する賞与支給は、配当、従業員の賞与支給水準、他社の動向、中長期的な業績や過去の支給実績等を総合的に勘案し、算出されたものであり、当該決定方針に沿ったものとなっているため、相当であります。

各取締役に対する支給金額は、取締役会の決定によることにいたしたいと存じます。

以上

## I. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染状況の落ち着きに伴う各種行動制限の緩和や世界経済の堅調な回復を背景に、緩やかに持ち直しの動きが続いております。しかしながら、世界的な半導体を含む部品等の供給不足と価格の上昇、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に伴う資源価格等の高騰、中国のゼロコロナ政策及び同政策解除後の経済鈍化、更に円安の進行による物価上昇の影響など、依然として不安定な状況が続いております。

また、海外経済においては、欧米先進国を中心に緩やかな回復基調にあるものの、長期化するウクライナ情勢や原材料・資源価格の高騰及びこれらを起因とした世界的なインフレの加速とインフレ抑制のための金融引き締めなどによる景気後退懸念等、先行きは不透明感が強いまま推移しております。

一方、当社グループが属する電気計測器業界においては、世界各国でのカーボンニュートラル、SDGs達成に向けた取り組み等により、自動車関連市場、電池関連市場及び半導体関連市場、また、5G(第5世代移動通信システム)関連市場など、グローバルで需要の回復が進んでおります。

このような状況の中、当社グループは、好調に推移した受注環境のもと、グローバル需要を捉えるべく、重点市場である航空宇宙、電池、自動車のCASE(コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化)、サーバー・ICT(情報通信技術)関連市場へ顧客ニーズに合わせたソリューション提案営業を積極的に展開し、感染拡大防止に対応したオンライン商談やWebを活用した販売促進活動等を進めるなど売上拡大に努めるとともに、原材料の長納期化に対応すべく部品調達活動、生産活動にも努力を重ねてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、米国、中国を中心に海外売上高が好調に推移したことにより、120億6千6百万円(前年同期比19.8%増)となり、過去最高を達成いたしました。

損益面におきましては、原材料価格の高騰及び円安による仕入コストの上昇等はあったものの、売上総利益の増加により、営業利益15億3千1百万円(前年同期比48.2%増)、経常利益15億2千8百万円(前年同期比40.5%増)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益10億7千2百万円(前年同期比51.2%増)となり、過去最高を達成いたしました。

当社は、2022年10月1日付にて持株会社体制へ移行し、「菊水ホールディングス株式会社」へ商号変更いたしました。その移行準備として2022年4月1日に分割準備会社である菊水電子準備株式会社(2022年10月1日付にて「菊水電子工業株式会社」へ商号変更。)及び菊水エムズ株式会社の2社を設立いたしました。当該分割準備会社2社は、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

## 製品群別概況

### 電子計測器群

売上高

32億3千万円

電子計測器群では、航空機器用電子機器の測定器に動きは見られましたが、低調に推移いたしました。安全関連試験機器は、EV(電気自動車)用バッテリーの耐電圧・絶縁試験抵抗試験器として電池関連市場並びにパワー半導体関連市場向けに好調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は32億3千万円(前年同期比36.3%増)となりました。

### 電源機器群

売上高

83億7千7百万円

電源機器群では、直流電源は、宇宙産業市場、車載関連市場及び半導体関連市場への評価試験や製造設備用として好調に推移いたしました。交流電源は、EV関連市場、半導体関連市場及びエネルギー関連市場への評価試験や製造設備用として好調に推移いたしました。電子負荷装置は、EV関連市場及びエネルギー関連市場への評価試験用として好調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は83億7千7百万円(前年同期比15.0%増)となりました。

## 修理・校正サービス等

売上高

4億5千8百万円

修理・校正サービス等につきましては、特記すべき事項はありません。

修理・校正サービス等の売上高は、4億5千8百万円(前年同期比9.2%増)となりました。

## 海外市場概況

売上高

58億2千4百万円

「電子計測器群」、「電源機器群」、「修理・校正サービス等」の売上高に含まれております。

米国では、宇宙産業市場及び設備投資が活況な半導体関連市場や5G関連市場への直流電源並びにグリーンエネルギー政策により需要が拡大しているエネルギー関連市場への交流電源が好調に推移いたしました。

欧州では、車載関連市場への直流電源が好調に推移いたしました。

アジアにおいては、中国では、ロックダウン期間中は物流が混乱しましたが、ロックダウンの解除と共に徐々に解消されました。また、自動車のEV化が進む中、電池関連市場への安全関連試験機器及び車載関連市場や設備投資が増加している半導体関連市場への直流電源がそれぞれ好調に推移いたしました。一方、韓国では、電池関連市場への安全関連試験機器が好調に推移いたしました。東南アジアでは、EV関連市場及びIT(情報通信)関連市場への交流電源や電子負荷装置が好調に推移いたしました。

以上の結果、海外売上高は58億2千4百万円(前年同期比28.9%増)となりました。

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の主な設備投資は、製品検査用測定器等であり、設備投資総額は1億8千5百万円であります。

また、当連結会計年度中には、社債又は新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

## (3) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第69期 2020年3月期	第70期 2021年3月期	第71期 2022年3月期	第72期 2023年3月期
売上高 (百万円)	9,072	8,163	10,076	<b>12,066</b>
経常利益 (百万円)	660	460	1,087	<b>1,528</b>
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	495	325	709	<b>1,072</b>
1株当たり当期純利益 (円)	59.94	39.18	85.13	<b>128.36</b>
総資産 (百万円)	11,655	11,987	13,451	<b>15,484</b>
純資産 (百万円)	9,505	9,989	10,917	<b>12,072</b>
1株当たり純資産 (円)	1,148.75	1,202.15	1,309.19	<b>1,442.74</b>

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 第71期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第71期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準を適用した後の数値を記載しております。

3. 第69期 次世代自動車関連市場、環境・エネルギー関連市場及び冷凍空調市場を中心に顧客ニーズに合わせたシステム提案営業を積極的に展開し、また、組織人事等海外市場への販売体制強化策の実施や販路開拓活動を行った結果、売上高は、海外売上高が増加したこと等により前期比増となりました。損益面におきましては、原価低減と経費節減に努力を重ねましたが、人材の維持・確保に伴う人件費及び研究開発費の増加等により、営業利益及び経常利益は前期比減となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券売却益を特別利益に計上したことにより前期比増となりました。

4. 第70期 重点市場である航空宇宙、電池、自動車のCASE(コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化)、サーバー、ICT関連市場へ積極的な営業活動を展開しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による需要の落ち込みにより売上高は前期比減となりました。損益面におきましては、原価低減と経費節減に努力を重ねましたが、売上高の減少による影響が大きく、営業活動が制限されたことによる出張費等の販売費及び一般管理費が減少したものの、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比減となりました。

5. 第71期 重点市場である航空宇宙、電池、自動車のCASE(コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化)、サーバー・ICT(情報通信技術)関連市場へ顧客ニーズに合わせたソリューション提案営業を積極的に展開し、感染拡大防止に対応したオンライン商談やWebを活用した販売促進活動等を行った結果、売上高は、米国、中国を中心に海外売上高の大幅な増収により前期比増となりました。損益面におきましては、部品調達価格等仕入コストの上昇や輸出輸送費等販売費並びに研究開発費の増加はあったものの、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比増となりました。

6. 第72期(当連結会計年度)前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## ② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区 分	第69期 2020年3月期	第70期 2021年3月期	第71期 2022年3月期	第72期 2023年3月期
売上高及び営業収益 (百万円)	8,665	7,842	9,621	<b>7,557</b>
経常利益 (百万円)	568	396	1,123	<b>2,730</b>
当期純利益 (百万円)	410	265	798	<b>2,571</b>
1株当たり当期純利益 (円)	49.70	31.99	95.82	<b>307.83</b>
総資産 (百万円)	11,350	11,575	12,993	<b>6,960</b>
純資産 (百万円)	9,247	9,585	10,499	<b>5,949</b>
1株当たり純資産 (円)	1,117.52	1,153.60	1,259.14	<b>711.03</b>

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
 2. 第71期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第71期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準を適用した後の数値を記載しております。

## (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、長期化するウクライナ情勢や原材料・資源価格の高騰及び世界的な金融引き締めに伴う影響などにより、当社グループを取り巻く経営環境は依然として不確実性の高い状況が続くものと推測しております。

一方で、デジタル改革並びに日本を含む主要国が脱炭素社会の実現を目指す中、自動車のEV関連投資やグリーン化政策関連への投資も期待されます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、行動制限、マスク着用の緩和がされていますが、基本的な感染対策と共に時差通勤、オンライン商談、Webを活用した販売促進活動等を実施し、事業及び営業活動の継続に取り組んでおります。

電子部品不足対策といたしましては、調達が多角化や先行手配などにより部品の確保に努めるとともに、サプライチェーンの見直しや設計の見直しによる代替部品採用などの対策を講じております。

このような状況の下、当社グループが継続的に発展していくために、「私たち菊水は自由で豊かな発想と行動力で“創発”し社会と共に進化します」という経営ビジョンを掲げ、「グローバルの進化」「ソリューションの深化」「事業ドメインの新化」「経営基盤の強化」の実践を盛り込んだ経営計画に沿って、以下の施策を実施してまいります。



- ① 技術革新に伴う製品ライフサイクルの短縮化が一段と加速される市場環境の中で多様化するお客様のニーズや課題に対応すべく、提案型営業体制の構築を進めると共に、多彩な応用展開が可能な新製品開発と原価低減に引き続き努めてまいります。
- ② 汎用電源・安全関連試験機器市場では、市場の成熟化に加え、新興国企業の台頭等による価格競争が激化しつつある中、製品の差別化やグローバルな視点から生産拠点及び開発設計拠点の最適化を図ることにより、製品競争力の強化に努めてまいります。
- ③ 営業活動では、航空宇宙、電池、自動車のCASE関連、サーバー・ICTの4つの市場を重点市場として、国内外の顧客ニーズに合わせたソリューションビジネスの積極的展開、Webマーケティングの活用によるブランドプレゼンス向上を進めてまいります。また、営業DXを推進しマーケティング及びユーザーリレーションの強化を図ってまいります。
- ④ 複雑化する経営環境の中で、戦略的かつ積極的に経営資源を投入し、効率的で健全な企業経営を目指すことに努めております。さらに、IR活動の推進に努めて、当社グループの企業価値向上に取り組むと共に、積極的な情報開示で透明性の高い経営にも注力してまいります。
- ⑤ お客様満足に向けた品質の確保はもとより、「環境指向による企業価値の向上」を堅持し、設計から部品調達、製造、販売、サービス、廃棄までの全てのステージで環境影響を考慮した事業活動を展開し、全てのステークホルダーの皆様へ安心・安全を提供いたします。

以上により、経営基盤の強化充実と業績の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ、今後とも格段のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容

当社グループは、電気計測器等の製造、販売を主な事業としており、各製品群の主要な製品は、次のとおりであります。

製品群	主要製品
電子計測器	耐電圧試験器、耐電圧・絶縁抵抗試験器、デジタル標準信号発生器、標準信号発生器、移動体通信機用試験器、サージシミュレータ、FCインピーダンスメータ
電源機器	直流安定化電源、交流安定化電源、電子負荷装置、充放電バッテリーテスタ、電源高調波電流測定器、機器組込用電源

## (6) 主要な拠点等 (2023年3月31日現在)

### ① 主要な事業所

本 社：神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央6番1号 サウスウッド4階

### ② 子会社の事業所

菊水電子工業株式会社：神奈川県横浜市都筑区東山田

菊水エムズ株式会社：山梨県南都留郡富士河口湖町

フジテック株式会社：山梨県南都留郡富士河口湖町

菊水貿易（上海）有限公司：中国上海市

KIKUSUI AMERICA, INC.：米国カリフォルニア州トーランス市

## (7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前期末比増減
研究開発関連部門	88名	3名減
生産・購買関連部門	89名	3名増
営業関連部門	116名	4名増
管 理 部 門	29名	1名増
合 計	322名	5名増

(注) 使用人数は就業人員であります。

### ② 当社の使用人の状況

区 分	使用人数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
男 性	14名 (227名減)	45.4歳	19.9年
女 性	3名 ( 44名減)	42.0歳	6.6年
合計または平均	17名 (271名減)	44.8歳	17.6年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。  
2. 当社の従業員は、前事業年度末から271名減少しております。これは、2022年10月1日付吸収分割により持株会社体制へ移行し、菊水電子工業株式会社へ当社製品の販売、開発事業及びこれらに関連する輸出入事業を、菊水エムズ株式会社へ当社製品の生産及び当該事業に関連する輸出入事業をそれぞれ承継したことによるものであります。

**(8) 重要な子会社の状況** (2023年3月31日現在)

## ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容
菊水電子工業株式会社	100,000千円	100.00%	当社グループ製品の販売、開発事業及びこれらに関連する輸出入事業
菊水エムズ株式会社	100,000千円	100.00%	当社グループ製品の生産及び当該事業に関連する輸出入事業
フジテック株式会社	45,000千円	100.00% (100.00%)	当社グループ製品の物流業務及び組立・配線加工
菊水貿易（上海）有限公司	1,100千米ドル	100.00%	電気計測器等の販売
KIKUSUI AMERICA, INC.	1,300千米ドル	100.00%	電気計測器等の販売

(注) 「出資比率」の（ ）内は、間接保有割合であり、内数であります。

## ② 事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

**(9) 主要な借入先及び借入額** (2023年3月31日現在)

金融機関からの借入金はありません。

なお、当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,000,000千円

**(10) 前各号に掲げるもののほか、企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## II. 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,900,000株
- (3) 当事業年度末の株主数 2,738名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社ケーティーエム	909	10.9
菊水取引先持株会	886	10.6
菊水電子工業従業員持株会	374	4.5
株式会社みずほ銀行	360	4.3
小林寛子	346	4.1
日本生命保険相互会社	301	3.6
アジア電子工業株式会社	290	3.5
ケル株式会社	220	2.6
株式会社三菱UFJ銀行	214	2.6
橋本幸雄	188	2.2

(注) 当社は、自己株式1,532千株を保有しておりますが、上記には含めておりません。  
また、持株比率は、当該自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式の種類及び数	交付対象者
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 15,668株	3名

### Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## IV. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	小林 一夫	内部監査室長	
専務取締役	小林 剛	経営企画室長	
常務取締役	齋藤 士郎	管理本部長	
取締役	阿瀬 薫		
常勤監査役	山崎 俊宣		
監査役	中村 彰		
監査役	藤田 通敏		

- (注) 1. 取締役阿瀬薫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査役中村彰氏及び藤田通敏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 取締役阿瀬薫氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
4. 松村尚彦氏、岩崎光雄氏、流石昭仁氏及び富安理明氏は、分割承継会社の経営に専念するため、2022年9月30日付で取締役を退任いたしました。

### (2) 責任限定契約に関する事項

当社は、社外役員については2006年6月29日開催の第55回定時株主総会で定款を変更し、責任限定契約に関する規定を設けておりますが、当社と社外役員は、責任限定契約を締結しておりません。

### (3) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

### (4) 役員等賠償責任保険に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員ならびに子会社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

- ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項  
当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、次のとおり決議しております。
- ア. 基本方針  
当社の取締役の報酬決定の手続きは株主総会決議又は社外取締役を含めた取締役会決議により客観性、透明性が確保されたプロセスを経ることとする。  
当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値向上につながる設計とし、株主との利害の共有を図ることとする。  
取締役の報酬は、固定報酬、賞与及び株式報酬で構成し、社外取締役については、固定報酬のみを支払うこととする。
- イ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)  
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された限度額の範囲内で取締役会の決議により決定する。また、各取締役の報酬額は、役職及び在任年数に応じた額とする。
- ウ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)  
業績連動報酬等は、賞与による金銭報酬とし、その賞与総額は、連結営業利益を踏まえて、配当、従業員の賞与支給水準、他社の動向、中長期的な業績や過去の支給実績等を総合的に勘案し、株主総会の決議により決定する。また、各取締役への賞与の配分は、役職に応じて配分することとし、取締役会の決議により決定する。  
非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、その報酬枠は株主総会の決議により決定する。また、各取締役への割当株式数及び報酬支給額は、取締役会の承認により定めた「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき、役職に応じた額とし、原則として毎年6月の取締役会の決議により決定する。
- エ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
取締役の種類別の報酬については、固定報酬、賞与及び株式報酬で構成し、その割合については、取締役会の承認により定めた「役員の報酬等に関する規程」及び「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき、役職に応じて決定する。  
なお、社外取締役の種類別の報酬については、固定報酬のみとする。
- ② 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、客観性、透明性が確保されたプロセスを経るため、社外取締役の適切な助言、関与が得られるよう、社外取締役が出席する取締役会において審議のうえ決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。



③ 監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により報酬の限度額を決定しております。各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

④ 取締役及び監査役ごとの報酬等の総額等

区 分	人 数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	8名	140,298千円	33,000千円	27,134千円	200,432千円
（うち社外取締役）	(1名)	(3,600千円)	(－千円)	(－千円)	( 3,600千円)
監査役	3名	18,000千円	－千円	－千円	18,000千円
（うち社外監査役）	(2名)	(7,200千円)	(－千円)	(－千円)	(7,200千円)
計	11名	158,298千円	33,000千円	27,134千円	218,432千円

- (注) 1. 2006年6月29日開催の定時株主総会決議による報酬限度額は、取締役年額240,000千円以内、監査役年額36,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名であります。また、この報酬限度額とは別枠で、2019年6月27日開催の第68回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）への譲渡制限付株式報酬限度額として、年額48,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名であります。
2. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 2022年10月1日付の持株会社体制への移行に伴い、分割承継会社の経営に専念するため退任した取締役4名を含めております。

## (6) 社外役員に関する事項

① 取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会出席回数（13回開催）	監査役会出席回数（13回開催）
取 締 役	阿 瀬 薫	13回	－
監 査 役	中 村 彰	13回	13回
監 査 役	藤 田 通 敏	13回	13回

- (注) 1. 社外取締役は、税理士の資格を有しており、その高い専門的な知識と豊富な経験を基に、独立した立場から当社の経営を監督し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための提言を適宜行っております。
2. 各社外監査役は、主に財務的及び法的な見地等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を適宜行っております。また、監査役会においては、監査に関する重要事項の協議等、適切な発言を行っております。

② 社外役員の報酬の総額

社外役員の報酬等の総額につきましては、「(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります。

## V. 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

E Y 新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

- |                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額          | 35,300千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 35,300千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、見積り根拠等を確認し検討した結果、当該報酬等の額が相当であると判断したので、同意いたしました。

### (3) 責任限定契約に関する事項

会計監査人と当社との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

### (4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (5) 解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当し、改善の見込みがないと判断するときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、当社の監査役会は、体制不備等会計監査人としての適格性ないし信頼性に問題が生じ、または会計監査人の適切な職務の執行が困難であると認められる事由が生じた場合には、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任・不再任に関する議案を決定します。

## VI. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が2015年5月1日に施行されたことに伴い、2015年12月24日開催の取締役会の決議により内容を一部改定しております。

- ① 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に関わる規程として当社グループの行動理念、行動指針、行動規範が定められているが、その他の関連規程の整備も行い、当社グループ内の周知徹底を図るための教育研修を実施し、遵守体制の有効性のチェックを強化する。

当社グループのコンプライアンス管理に関する内部通報制度や万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合の対応システムも整備する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文書の取扱いは、法令及び社内規程とそれに関するその他の定めに従い適切に保存・管理し、必要に応じて運用状況の検証並びに規程等の見直しを行う。

- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの経営上の多様なリスクに適切に対応するため、当社グループのリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、予見されるリスクの識別、分析、評価を行い必要な対応策を講じる体制を構築する。

リスク管理組織としては、当社グループを統括する組織、会議体と各部門リスクを管理する体制を構築し、各種のリスクに応じた管理規程、ガイドライン等を作成し、運用状態の検証を通してリスクコントロールの徹底を図る。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社グループの経営は、経営目標達成のための中期経営計画と年度事業計画が策定され、各業務の執行管理は、取締役会規程、各部門の業務分掌規程等に従って行われるが、業務執行権限を委譲された執行役員以下の業務執行ラインが事業目標達成にむけて業務を遂行する。  
計画の進捗状況は、当社グループの取締役会等で定期的な報告がなされ、それぞれの経営レベルの会議で是正施策の検討・決定が行われる。
- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
子会社の業務の統括的な管理は、子会社管理担当取締役の所管のもと、事業内容、業績の定期的な報告及び重要案件の事前協議が行われる。  
親子会社間における不適切な取引または会計処理を防止するために報告・情報伝達体制を整備し、親会社管理部門の適時の点検・調査を行う。
- ⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
当社の規模、内容等から当面、監査役の職務を補助する専任スタッフの設置は行わず、内部監査室のスタッフ追加等による補助使用人の兼務体制で対応することとするが、監査役がその職務を補助する専任スタッフを置くことを求めた場合は専任スタッフを選任し、その人事、評価に関しては監査役会の同意を得ることとする。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人の当社監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人が、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社監査役に報告する。  
当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。  
常勤監査役は、当社グループの取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために必要と思われる重要会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書・記録を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役または使用人に説明を求めることができる。  
また、監査役監査の実効性を高めるために、取締役、内部監査室は監査役と相互の積極的なコミュニケーションを図ることとする。

- ⑧ 当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制  
当社の監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い、負担した債務の弁済等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務等の支払い等の処理を行う。
- ⑩ 社内の推進体制  
上記の内部統制システム構築に関わる具体的な計画策定、運営、実効性の検証等の業務は内部監査室を主管部門とし、内部監査室の拡充及びプロジェクトチーム、委員会、関連部門の共同による全社的体制をもって行うこととする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役職務の執行に関する事項  
取締役会規則及びその他社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。
- ② 監査役職務の執行に関する事項  
社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施すると共に、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役職務の執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。
- ③ 内部監査の実施に関する事項  
内部監査計画に基づき当社及び子会社の内部監査を実施しております。
- ④ 財務報告に係る内部統制に関する事項  
内部統制の評価に関する計画に基づき、内部統制評価を実施しております。

## Ⅶ. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2007年3月29日開催の取締役会において、「株式会社の支配に関する基本方針」について、次のとおり決議いたしました。

### (1) 基本方針の内容

当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大量買付提案等であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的に株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えます。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量買付提案等を強行するといった動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

### (2) 不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、大量買付提案の買付行為がなされた場合について、その大量買付者が中長期的な経営意図や計画もなく一時的な収益の向上を狙ったもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買収等の提案理由、買付方法等が不当・不明確であるなどの事情があるときは、企業価値を毀損し、株主共同の利益に資するとはいえないと考えます。

また、大量買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねるべきものでありますが、株主の皆様が適切な判断を行うためには十分な情報が提供される必要があると考えます。

そこで、大量買付行為に対するルールとして、特定の株主グループの株式等保有割合を20%以上となるような当社株式の買付を行う者に対して、①買付行為の前に、当社取締役会に対して十分な情報提供をすること、②その後、独立委員会がその買付行為を検討、評価・交渉・意見及び代替案立案のための期間を設けることをルールとして策定いたしました。このルールが遵守されない場合やその買付行為が企業価値または株主共同の利益に対する侵害・毀損をもたらすおそれのある買付と認められる場合に、当社はこれに対する買収防衛策を導入すべきものと考えます。

---

このような観点から、当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるため、基本方針に照らし不適切な買付行為の防止の取り組みとして、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続を決議し、2022年6月29日開催の当社第71回定時株主総会において承認を得ております。

### （3）上記（2）の取り組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記（2）の取り組みが当社の上記（1）の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、取締役の恣意的な判断を排するため、独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を最大限尊重して買収防衛策が発動されることが定められており、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

## Ⅷ. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。  
ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については小数点以下第3位を四捨五入しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,483,528</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,495,313</b>
現金及び預金	2,655,111	支払手形及び買掛金	1,034,966
受取手形	108,136	リース債務	4,449
売掛金	1,750,388	未払金	198,659
電子記録債権	517,307	未払法人税等	379,832
商品及び製品	1,167,336	未払消費税等	113,070
仕掛品	657,891	預り金	328,786
原材料及び貯蔵品	1,930,905	賞与引当金	283,635
未収還付法人税等	504,697	役員賞与引当金	60,500
未収消費税等	98,842	製品保証引当金	7,106
その他	92,911	その他	84,306
<b>固定資産</b>	<b>6,001,334</b>	<b>固定負債</b>	<b>917,372</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,312,267</b>	長期未払金	70,367
建物及び構築物	475,395	リース債務	10,374
機械装置及び運搬具	80,706	繰延税金負債	452,880
工具、器具及び備品	284,088	退職給付に係る負債	108,602
土地	1,454,495	長期預り保証金	275,147
リース資産	13,398		
建設仮勘定	4,182	<b>負債合計</b>	<b>3,412,685</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>79,637</b>	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,609,428</b>	<b>株主資本</b>	<b>10,808,436</b>
投資有価証券	2,293,517	資本金	2,201,250
繰延税金資産	381,103	資本剰余金	2,795,706
保険積立金	776,239	利益剰余金	6,571,810
差入保証金	56,336	自己株式	△760,330
その他	104,246	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,263,739</b>
貸倒引当金	△2,015	その他有価証券評価差額金	1,079,979
		為替換算調整勘定	160,204
		退職給付に係る調整累計額	23,555
<b>資産合計</b>	<b>15,484,862</b>	<b>純資産合計</b>	<b>12,072,176</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>15,484,862</b>



## ■ 連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		12,066,920
売上原価		6,180,742
売上総利益		5,886,178
販売費及び一般管理費		4,354,796
営業利益		1,531,382
営業外収益		
受取利息	2,661	
受取配当金	100,183	
その他	23,183	126,027
営業外費用		
支払利息	3,024	
為替差損	105,540	
支払手数料	17,999	
その他	2,149	128,714
経常利益		1,528,695
特別利益		
投資有価証券売却益	15,525	15,525
税金等調整前当期純利益		1,544,221
法人税、住民税及び事業税	611,050	
法人税等調整額	△139,227	471,823
当期純利益		1,072,397
親会社株主に帰属する当期純利益		1,072,397

## ■ 連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当期首残高	2,201,250	2,781,694	5,749,580	△774,514	9,958,010
当期変動額					
剰余金の配当			△250,168		△250,168
親会社株主に帰属する当期純利益			1,072,397		1,072,397
自己株式の処分		14,012		14,184	28,196
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	14,012	822,229	14,184	850,426
当期末残高	2,201,250	2,795,706	6,571,810	△760,330	10,808,436

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	799,660	138,917	20,687	959,265	10,917,275
当期変動額					
剰余金の配当					△250,168
親会社株主に帰属する当期純利益					1,072,397
自己株式の処分					28,196
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	280,319	21,286	2,868	304,474	304,474
当期変動額合計	280,319	21,286	2,868	304,474	1,154,901
当期末残高	1,079,979	160,204	23,555	1,263,739	12,072,176

# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,760,901</b>	<b>流動負債</b>	<b>407,974</b>
現金及び預金	730,604	リース債務	990
関係会社短期貸付金	416,666	未払金	66,549
未収還付法人税等	504,697	未払費用	11,088
その他	108,932	未払消費税等	3,981
<b>固定資産</b>	<b>5,199,522</b>	預り金	272,700
<b>有形固定資産</b>	<b>44,949</b>	賞与引当金	15,542
建物	6,998	役員賞与引当金	33,000
工具、器具及び備品	33,496	その他	4,122
土地	329	<b>固定負債</b>	<b>602,844</b>
リース資産	4,125	長期未払金	70,367
<b>無形固定資産</b>	<b>2,360</b>	リース債務	3,630
借地権	2,360	繰延税金負債	396,138
電話加入権	0	退職給付引当金	132,708
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,152,213</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,010,819</b>
投資有価証券	2,293,517	<b>純資産の部</b>	
関係会社株式	69,214	<b>株主資本</b>	<b>4,869,624</b>
出資金	1,410	<b>資本金</b>	<b>2,201,250</b>
関係会社出資金	120,352	<b>資本剰余金</b>	<b>2,783,697</b>
関係会社長期貸付金	1,888,888	資本準備金	1,936,250
長期前払費用	3,518	その他資本剰余金	847,447
保険積立金	685,412	<b>利益剰余金</b>	<b>645,008</b>
差入保証金	38,568	利益準備金	233,600
その他	53,345	その他利益剰余金	411,408
貸倒引当金	△2,015	別途積立金	4,460,000
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,960,423</b>	繰越利益剰余金	△4,048,591
		<b>自己株式</b>	<b>△760,330</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,079,979</b>
		<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>1,079,979</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,949,604</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>6,960,423</b>

## 損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,019,296
営業収益		2,537,766
売上原価		2,764,016
売上総利益		4,793,046
販売費及び一般管理費		2,265,419
営業利益		2,527,626
営業外収益		
受取利息	1,722	
受取配当金	268,512	
その他	17,586	287,820
営業外費用		
支払利息	1,515	
為替差損	64,061	
支払手数料	17,999	
その他	1,212	84,789
経常利益		2,730,657
特別利益		
投資有価証券売却益	15,525	15,525
税引前当期純利益		2,746,182
法人税、住民税及び事業税	154,896	
法人税等調整額	19,493	174,390
当期純利益		2,571,792

## ■ 株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	2,201,250	1,936,250	833,434	2,769,684
当期変動額				
剰余金の配当				—
買換資産圧縮積立金の取崩				—
別途積立金の積立				—
分割承継による減少				—
当期純利益				—
自己株式の処分			14,012	14,012
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				—
当期変動額合計	—	—	14,012	14,012
当期末残高	2,201,250	1,936,250	847,447	2,783,697

	株主資本				
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
買換資産 圧縮積立金		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	233,600	315,234	3,960,000	994,983	5,503,817
当期変動額					
剰余金の配当				△250,168	△250,168
買換資産圧縮積立金の取崩		△762		762	—
別途積立金の積立			500,000	△500,000	—
分割承継による減少		△314,472		△6,865,961	△7,180,433
当期純利益				2,571,792	2,571,792
自己株式の処分					—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					—
当期変動額合計	—	△315,234	500,000	△5,043,575	△4,858,809
当期末残高	233,600	—	4,460,000	△4,048,591	645,008

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	
<b>当期首残高</b>	<b>△774,514</b>	<b>9,700,238</b>	<b>799,660</b>	<b>10,499,898</b>
<b>当期変動額</b>				
剰余金の配当		△250,168		△250,168
買換資産圧縮積立金の取崩		—		—
別途積立金の積立		—		—
分割承継による減少		△7,180,433		△7,180,433
当期純利益		2,571,792		2,571,792
自己株式の処分	14,184	28,196		28,196
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		—	280,319	280,319
<b>当期変動額合計</b>	<b>14,184</b>	<b>△4,830,613</b>	<b>280,319</b>	<b>△4,550,293</b>
<b>当期末残高</b>	<b>△760,330</b>	<b>4,869,624</b>	<b>1,079,979</b>	<b>5,949,604</b>

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

菊水ホールディングス株式会社  
取締役会 御 中

E Y 新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀 仁  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 谷 口 公 一  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、菊水ホールディングス株式会社（旧会社名 菊水電子工業株式会社）の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、菊水ホールディングス株式会社（旧会社名 菊水電子工業株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**連結計算書類の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。



- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### **利害関係**

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

菊水ホールディングス株式会社  
取締役会 御 中

E Y 新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀 仁  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 谷 口 公 一  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、菊水ホールディングス株式会社（旧会社名 菊水電子工業株式会社）の2022年4月1日から2023年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び子会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、必要に応じて子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

菊水ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 山崎 俊 宣 ㊟

社外監査役 中村 彰 ㊟

社外監査役 藤田 通 敏 ㊟

以 上

当社ウェブサイトでは、さまざまな企業情報をリアルタイムでお届けしています。

また、株主・投資家の皆様に当社をより深くご理解いただくために、「IR情報」内で各種開示資料をご覧いただけます。

## 🏠 当社ウェブサイト トップ



## 🏠 当社ウェブサイト：

<https://kikusui-holdings.co.jp>

菊水ホールディングス



## 📊 IR情報ページ



## 📊 IR情報ページ：

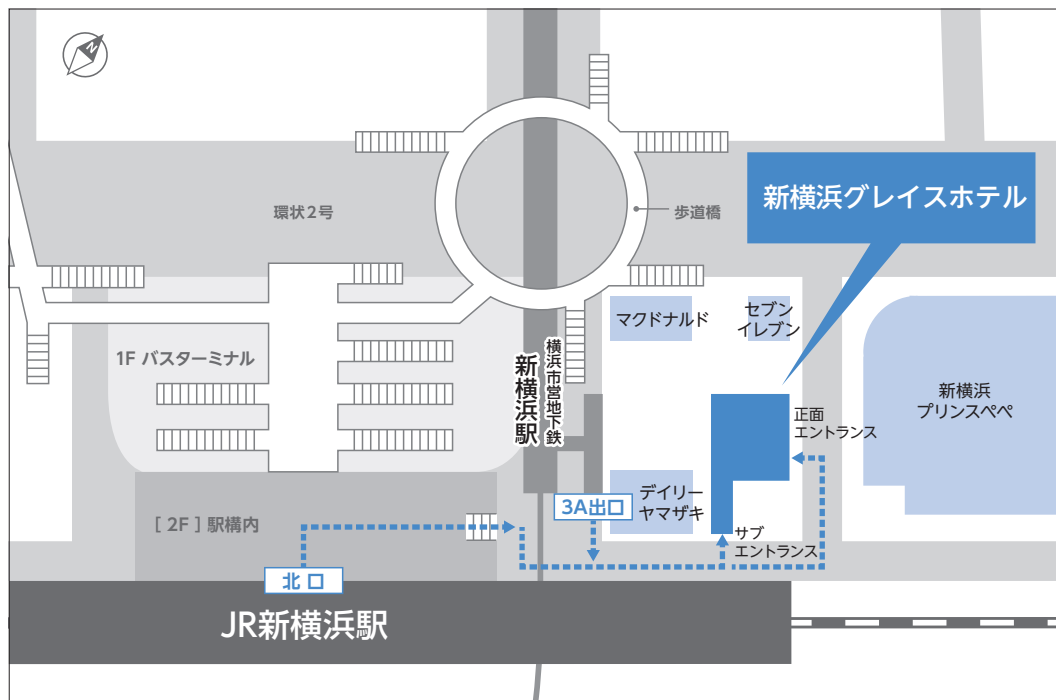
<https://kikusui-holdings.co.jp/investor/>



## 株主総会会場ご案内図

開催日時 || 2023年6月29日（木曜日）午前10時

開催場所 || 新横浜グレイスホテル 4階 サフィア  
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番地15 TEL:045-474-5111 (代表)



交通の  
ご案内

JR線をご利用の場合

JR新横浜駅 **北口** より 徒歩1分

横浜市営地下鉄をご利用の場合

新横浜駅 **3A出口** より 徒歩1分